

一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会  
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、自家用自動車に関する調査、研究、施策を行い、自家用自動車の健全な発展に寄与するとともに、陸運行政に協力し、輸送秩序の確立と交通安全の確保並びに遵法精神の徹底に努め、もつて公共の福祉を増進するほか各関係機関及び会員相互の緊密なる連絡協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計の作成及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係行政庁その他諸機関に対し意見の開陳
- (3) 道路運送法その他運輸交通関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通道義の振作昂揚普及及び交通安全、事故防止の施策宣伝啓蒙
- (5) 自動車関係諸法令の周知徹底その他前各号に掲げる事業を行うため必要な研究会及び講演会、講習会等の開催、図書等の刊行若しくはあっせん
- (6) 関係諸官庁及び諸機関、諸団体との連絡協調
- (7) 自動車登録番号標交付代行事業
- (8) 自動車登録番号標の封印取付け業務
- (9) 自動車関係諸手続きの指導及び代行
- (10) 自動車回数通行券及び自動車用諸資材のあっせん
- (11) 自家用自動車に関する相談
- (12) 会員相互間及び本協会OB会の連絡及び福利厚生
- (13) 関係諸官庁からの委託業務
- (14) 損害保険の代理業
- (15) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本協会は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (種別)

第7条 本協会の会員は、次に掲げる者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

- ①団体会員 本協会の目的に賛同して入会した大阪府内における自家用自動車団体
- ②個人会員 自家用自動車に関し学識経験を有する者で社員総会において推举した者

#### (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第8条 団体会員又は賛助会員として本協会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。なお、個人会員については社員総会で推举する。

2 入会は、理事会においてその承認の諾否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第9条 団体会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 個人会員の入会金及び会費については免除する。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納めなければならない。

### (臨時会費)

第10条 本協会は、協会の運営上特に必要と認めたときは、社員総会の決議を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

### (会員の資格)

第11条 会員の資格は、団体会員にあっては入会金を納めかつ、会員名簿に登録されたときから生ずる。

また、その他の会員にあっては会員名簿に登録されたときから生ずる。

### (会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 1年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

### (任意退会)

第13条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第22条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する

旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第16条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金、会費、賛助会費及び臨時会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の金額
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするとときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で通知しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第24条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印しなければなら

ない。

#### 第4章 役員等

##### (役員の設置)

第26条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 8名以上14名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とし、会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち4名以内を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、そのうちの1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

##### (選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事又は監事に異動があるときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

##### (理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

5 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 前各号の役付理事以外の理事であって、本協会の業務を執行する理事（業務執行理事）は、本協会の業務を分担執行する。

7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除)

第33条 本協会は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第34条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任及び解任する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第30条第1項及び第32条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本協会業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があつたとき。
  - (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第7項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第44条 本協会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第46条 本協会の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第47条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第52条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第53条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剩余金の分配を行わない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第54条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事及び業務執行理事は、以下の5名とする。

代表理事	中村 勉（門真自家用自動車協会長）
代表理事	佐原祐三（旭自家用自動車組合長）
代表理事	竹村幸夫（一般社団法人布施交通安全自動車協会長）
業務執行理事	岡本康夫（社団法人大阪府自家用自動車連合協会理事）
業務執行理事	近森福夫（社団法人大阪府自家用自動車連合協会理事）
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。